

広島県

広島県保健医療計画の見直しについて

1 概要

医療法第30条の3第10項に「都道府県は少なくとも5年ごとに医療計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」とあるため、所要の調査・検討を行い、平成18年度末を目途に、広島県保健医療計画を変更する。

2 広島県におけるこれまでの経緯

昭和62年7月 広島県保健医療計画策定（昭和60年医療法改正に基づくもの）
平成 5年9月 部分改定（改定までの期間：6年2か月）
平成 9年2月 全面改定（改定までの期間：3年6カ月）
平成14年3月 全面改訂（改定までの期間：5年1か月）

3 保健医療計画改定の背景

昭和61年8月施行 第1次医療法改正（医療計画の義務付け）
平成10年4月施行 第3次医療法改正（必要的記載事項の拡大）
平成13年3月施行 第4次医療法改正（病床区分の見直し）
平成13年4月 厚生労働省から医療計画作成指針の提示

4 必須記載事項

- (1) 医療圏の設定に関する事項
- (2) 基準病床数に関する事項
- (3) 地域医療支援病院の整備目標その他機能を考慮した医療提供施設の整備目標に関する事項
- (4) 医療提供施設の設備、器械または器具の共同利用等病院、診療所、薬局その他医療に関する施設の相互の機能の分担及び業務の連係に関する事項
- (5) 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項
- (6) へき地医療の確保に関する事項
- (7) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの医療従事者の確保に関する事項
- (8) その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

※ (1), (2) は厚生労働省の基準に準拠。(3) から (8) は二次医療圏ごとに医療提供体制を定める。

5 スケジュール（事業の概要）

年度	概要	内容
	詳細	内容
平成17年度	概要	患者調査、医療機能調査等基礎調査の実施、各委員会の設置
	詳細	<ul style="list-style-type: none">○ 保健医療計画検討委員会の設置（基本方針の検討等）○ 患者調査、医療機能調査の実施・集計・解析の実施○ 保健医療計画検討委員会・部会での内容検討、素案作成○ 圏域計画部会での内容検討、素案作成○ 医療審議会・保健医療計画部会における検討
平成18年度	概要	計画の策定
	詳細	<ul style="list-style-type: none">○ 保健医療計画検討委員会での検討○ 関係団体・市長村等への意見照会 ○ 医療審議会への諮問・答申○ 厚生労働大臣への提出 ○ 医療計画の公示

6 見直し体制



7 計画策定のための実態調査及び分析

(1) 疾病対策別医療機能調査

二次医療圏別の医療機能の現状（手術の可否、機器整備の現状等）を疾病対策別に把握・分析したうえで、今後の医療施設相互の機能分担・業務連携のほか、必要に応じて医療施設の整備のあり方等を整理する。

(2) 患者調査

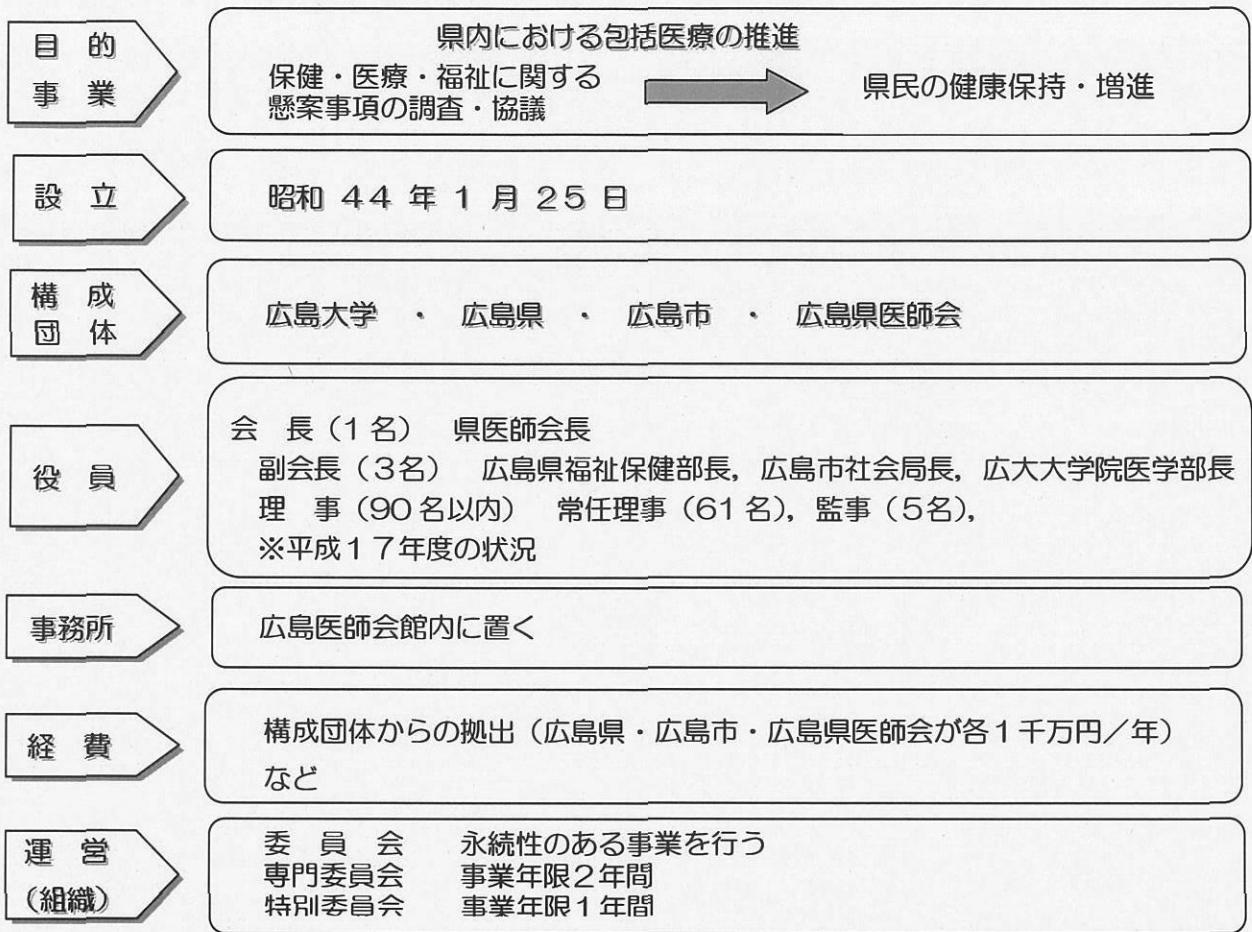
保健医療計画の見直し等保健医療行政を実施する上での基礎資料を得るため、患者調査を実施し、疾病別・二次医療圏別の患者の流れ等を分析活用する。

8 留意事項

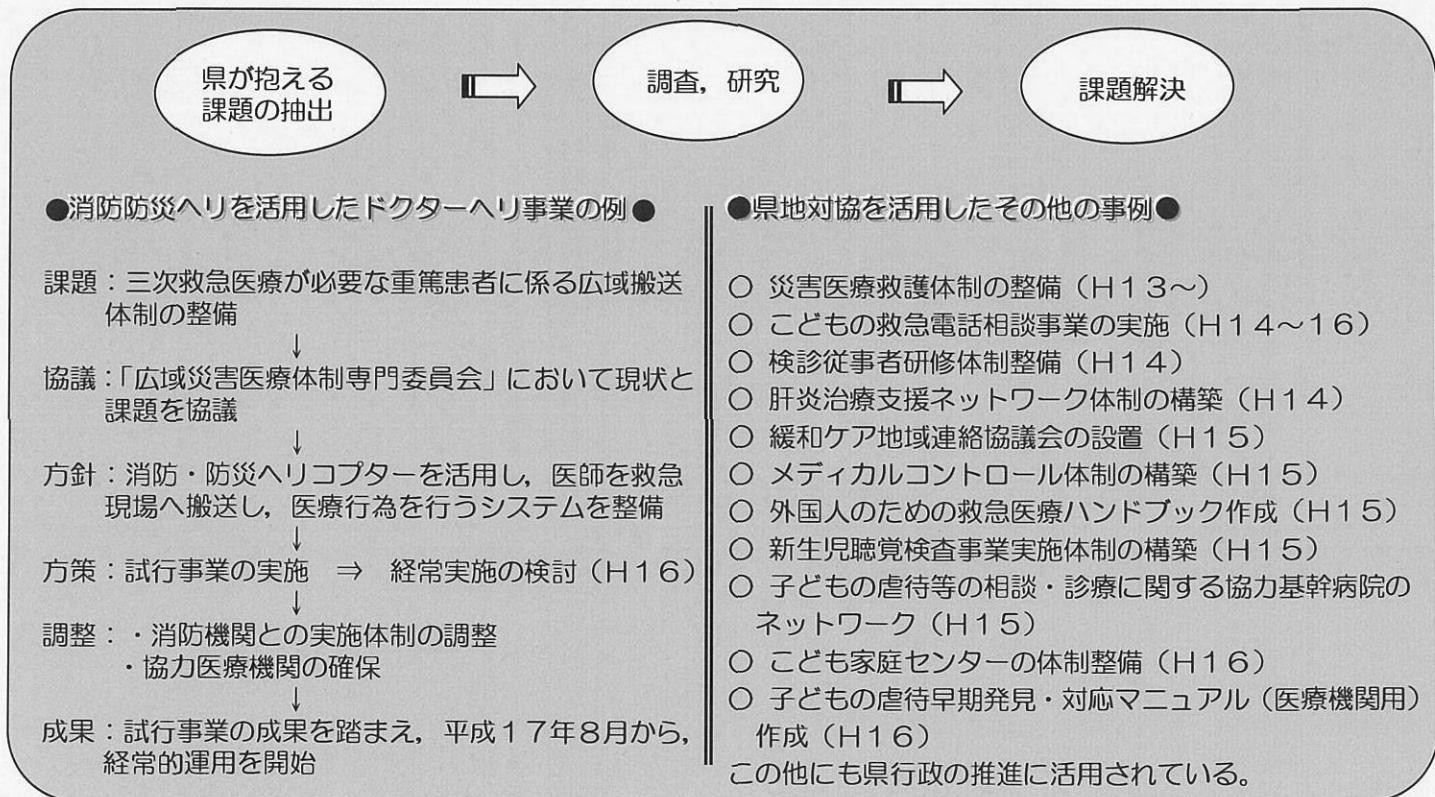
厚生労働省では、平成15年8月に「医療計画の見直し等に関する検討会」を立上げ、医療計画制度の見直しを含めた今後の計画のあり方について検討しているところであり、検討結果は第5次医療法改正として平成17年中に示される予定である。

よって次期見直しでは、改正を踏まえた内容にする必要がある。

広島県地域保健対策協議会とは・・・



調査・協議の例



平成 17 年度広島県地域保健対策協議会組織図

